

適用拡大登録

区 分	殺虫剤
農 薬 名	ディアナWDG
種 類 名	スピネトラム水和剤
登 録 番 号	第 22909 号
登 録 会 社	住友化学株式会社
登 録 日	令和 5 年 3 月 22 日

登録内容

農薬登録申請書第 7 項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更する。

- ・作物名「くり」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	スピネトラムを含む農薬の総使用回数
くり	モモゴマダラノメイガ	10000 倍	200～700 L/10a	収穫前日 まで	2 回以内	散布	2 回以内
		100 倍	2L/10a			無人航空機による散布	

使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」の(4)を変更、(5)を追加し、現行(5)以降を順次繰り下げ、別紙のとおりとする。

【変更後】

(4) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。

- ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
- ③ 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

【追加事項】

(5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。

- ① 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
- ② 散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

(次頁に続く)

農薬登録申請書第 10 項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」に(2)を追加し、現行(2)を繰り下げ、別紙のとおりとする。

【追加事項】

(2)無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法にあわせ調節すること。
- (2) 散布液調製後は、そのまま放置せず、できるだけ速やかに散布すること。
- (3) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。桑葉にかかった場合には使用後約 1 ヶ月間は蚕に給餌しないこと。
- (4) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - ③ 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種別の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカーポートの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (6) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (7) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

【変更後】

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきる。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。